

共同募金の 配分申請受付のお知らせ



「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。

この共同募金は、町民のみなさまの貴重な浄財が財源です。

ここに記載の配分を希望する場合は、令和7年9月30日までに、所定の申請書を玉村町共同募金委員会（玉村町社会福祉協議会）窓口へご提出ください。

申請の相談も随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

施設・設備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品を整備する事業

【申請できるのは…】

社会福祉法人、更生保護法人、
公益(一般)社団(財団)法人、
特定非営利活動法人、任意団体

【配分上限額】30万円（配分率90%以下）

※建物工事等の場合は法人のみ申請可とし、申請法人の所有または長期貸借契約の民間物件に限る

【事業数】1事業

【対象外事業】

国または地方公共団体の責任に属するとみなされるもの、等

子育て支援配分

地域の子どもたちが健やかに成長するための支援を目的とした事業

○公的制度では対応できない子育て支援サービスを実施する事業

○福祉施設の有する機能を生かして地域の子育て世帯を支援する事業

【申請できるのは…】

社会福祉法人、更生保護法人、
公益(一般)社団(財団)法人、
特定非営利活動法人、任意団体

【配分上限額】10万円

【事業数】2事業まで

【対象外事業】

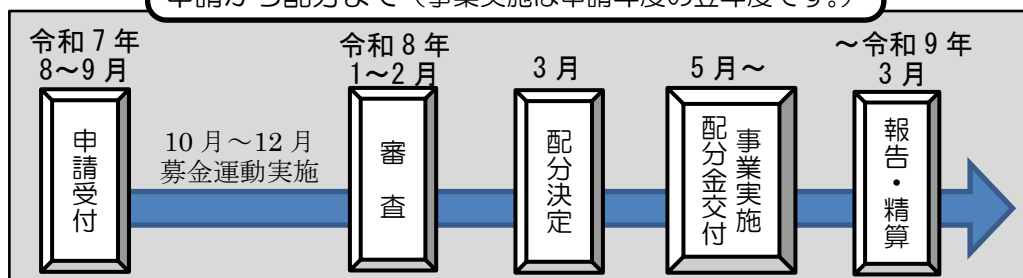
- ・特定の個人的活動と思われる事業など
- ・申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- ・施設の保育事業にのみ使用する物品を購入する経費

申請受付期間：令和7年8月1日～ 9月30日 締切（郵送不可）

申請受付・お問い合わせ先：玉村町共同募金委員会（玉村町社会福祉協議会内）

〒370-1132 玉村町大字下新田 602 TEL 0270-65-8864/FAX 65-9666

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



「自分たちの団体の活動は、
配分申請できるのかな？」
「どうやって申請するの？」等々、
申請書を作成する前に、
ぜひご相談下さい。

